

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>牛流行熱・イバラキ病混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1 牛流行熱ウイルス</p> <p>3.1.1.1.1～3.1.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.1.4 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p><u>牛ウイルス性下痢ウイルス、ロタウイルス、牛伝染性リンパ腫ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルス</u>について、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>3.1.1.2 イバラキウイルス</p> <p>3.1.1.2.1～3.1.1.2.3 （略）</p> <p>3.1.1.2.4 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.2.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.2.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.2.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.2.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>牛流行熱・イバラキ病混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1 牛流行熱ウイルス</p> <p>3.1.1.1.1～3.1.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.1.4 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p><u>牛ウイルス性下痢</u>－<u>粘膜病ウイルス</u>、ロタウイルス、<u>牛白血病ウイルス</u>、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>3.1.1.2 イバラキウイルス</p> <p>3.1.1.2.1～3.1.1.2.3 （略）</p> <p>3.1.1.2.4 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.2.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.2.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.2.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.2.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p>

鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス、牛ウイルス性下痢ウイルス、ロタウイルス、牛伝染性リンパ腫ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.1、3.2.2、3.2.5、3.2.7、3.2.8、3.2.9及び3.2.10を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて、3.1.1.4.2.1に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の3.2.10の試験を実施しなくてもよい。

3.1.2・3.1.3 (略)

3.2 (略)

3.3 株化細胞の試験

3.3.1 マスターセルシードの試験

3.3.1.1～3.3.1.4 (略)

3.3.1.5 外来性ウイルス否定試験

3.3.1.5.1 (略)

3.3.1.5.2 特定ウイルス否定試験

3.3.1.5.2.1 (略)

3.3.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢ウイルス、ロタウイルス、牛伝染性リンパ腫ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

(略)

鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス、牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、ロタウイルス、牛白血病ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.1、3.2.2、3.2.5、3.2.7、3.2.8、3.2.9及び3.2.10を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて、3.1.1.4.2.1に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の3.2.10の試験を実施しなくてもよい。

3.1.2・3.1.3 (略)

3.2 (略)

3.3 株化細胞の試験

3.3.1 マスターセルシードの試験

3.3.1.1～3.3.1.4 (略)

3.3.1.5 外来性ウイルス否定試験

3.3.1.5.1 (略)

3.3.1.5.2 特定ウイルス否定試験

3.3.1.5.2.1 (略)

3.3.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、ロタウイルス、牛白血病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

(略)